

社会福祉法人 尾張中央福祉会 理事・監事 報酬支給規程

(目的)

第一条 本規程は、社会福祉法人 尾張中央福祉会 定款 第二一条における理事・監事の報酬等について定めたものである。

(理事・監事の報酬)

第二条 理事・監事に対して、1人当たり1回の出席につき、7,000円を支給することとする。

(報酬の支給時期)

第三条 理事・監事に対しては、その年最後に開催する理事会において、その年に出席した回数分を支給するものとする。

附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 尾張中央福祉会 評議員 報酬支給規程

(目的)

第一条 本規程は、社会福祉法人 尾張中央福祉会 定款 第八条における評議員の報酬等について定めたものである。

(評議員の報酬)

第二条 評議員に対して、1人当たり1回の出席につき、7,000円を支給することとする。

(報酬の支給時期)

第三条 委員に対しては、出席の当日支給するものとする。

附則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人尾張中央福祉会 評議員選任・解任委員会報酬支給規程

(目的)

第一条 本規程は、社会福祉法人 尾張中央福祉会 評議員選任・解任委員会 運営細則第五条における評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めたものである。

(委員の報酬)

第二条 委員に対して、1人当たり1回の出席につき、7,000円を支給することができる。

(報酬の支給時期)

第三条 委員に対しては、出席の当日支給するものとする。

附則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。